

## 6 援助の種類と令和6年度支給実績額（年額）

支給費目	生活保護以外	小学校		中学校		※1※2 支給時期 (各月の月末頃)	
		義務教育学校 前期課程		義務教育学校 後期課程			
		1年生	2~6年生	1年生	2~3年生 7年生		
就学奨励費（学級費等）	×	○	6,000円（月500円）	9,000円（月750円）	7月、11月、3月		
学用品費・通学用品費	×	○	11,630円 (月969円) (4月のみ971円)	13,900円 (月1,158円) (4月のみ1,162円)	22,730円 (月1,894円) (4月のみ1,896円)	25,000円 (月2,083円) (4月のみ2,087円)	7月、11月、3月
新入学児童生徒援助費※3 (入学前に支給を受けた方の重複支給 はありません)	×	○	57,060円	—	63,000円	—	入学前3月 または7月
校外活動費（宿泊あり）	×	○	実費	実費	学校からの報告後		
校外活動費（宿泊なし）	○	○	実費	実費	学校からの報告後		
修学旅行費	○	○	—	実費(6年生)	—	実費(3年生)	学校からの報告後
通学費 (片道の通学距離が小学生で4km、中学生で6km以上、かつ公共の交通機関を利用したときの費用)	×	○	実費	実費	学校毎		
体育実技用具費 (中学校の授業で使用する柔道着)	×	○	—	実費（上限あり）	学校からの報告後		
卒業アルバム代	×	○	実費(6年生)（上限あり）	実費(3年生)（上限あり）	3月		
学校給食費	×	○	現物給付※4	現物給付※4			
医療費※5	○	○	医療券を交付	医療券を交付	医療機関受診時		

※1 就学援助制度は、認定された方に上記の就学援助費を支給する制度です。就学援助費は、上記の表の支給時期になりましたら、指定された保護者名義の口座に振り込みます。なお、学校に納付する費用は、学校の指示により納めてください。

※2 年度途中で認定になった方は、認定期間に応じた金額を支給しますので、上記の表の金額より少なくなります。また、認定日以前に生じた費用に対する支給はありません。

※3 「新入学児童生徒援助費」の対象は、4月に認定となった小学校（義務教育学校）1年生と中学校1年生（義務教育学校7年生）のみとなります。ただし、前年度3月に支給された方は対象外となります。

※4 令和5年度から学校給食費が無償になったため、支給はありません。

※5 「医療費」は、学校保健安全法で定められた疾病（むし歯、トラコーマ、結膜炎、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、はくせん、かいせん、膿かしん、寄生虫病）にかかり、学校から治療の指示があったときに、その治療費（保険診療の自己負担相当分）を援助します。該当される方は、学校から市川市就学援助（医療費）について（お知らせ）と申請書が配付されますので、申請書と所定の添付書類とともに教育委員会に提出してください。申請後に交付する「医療券」を医療機関に提出すると、無償で受診することができます。

保護者の皆様へ

## 就学援助制度のお知らせ

【令和7年度】

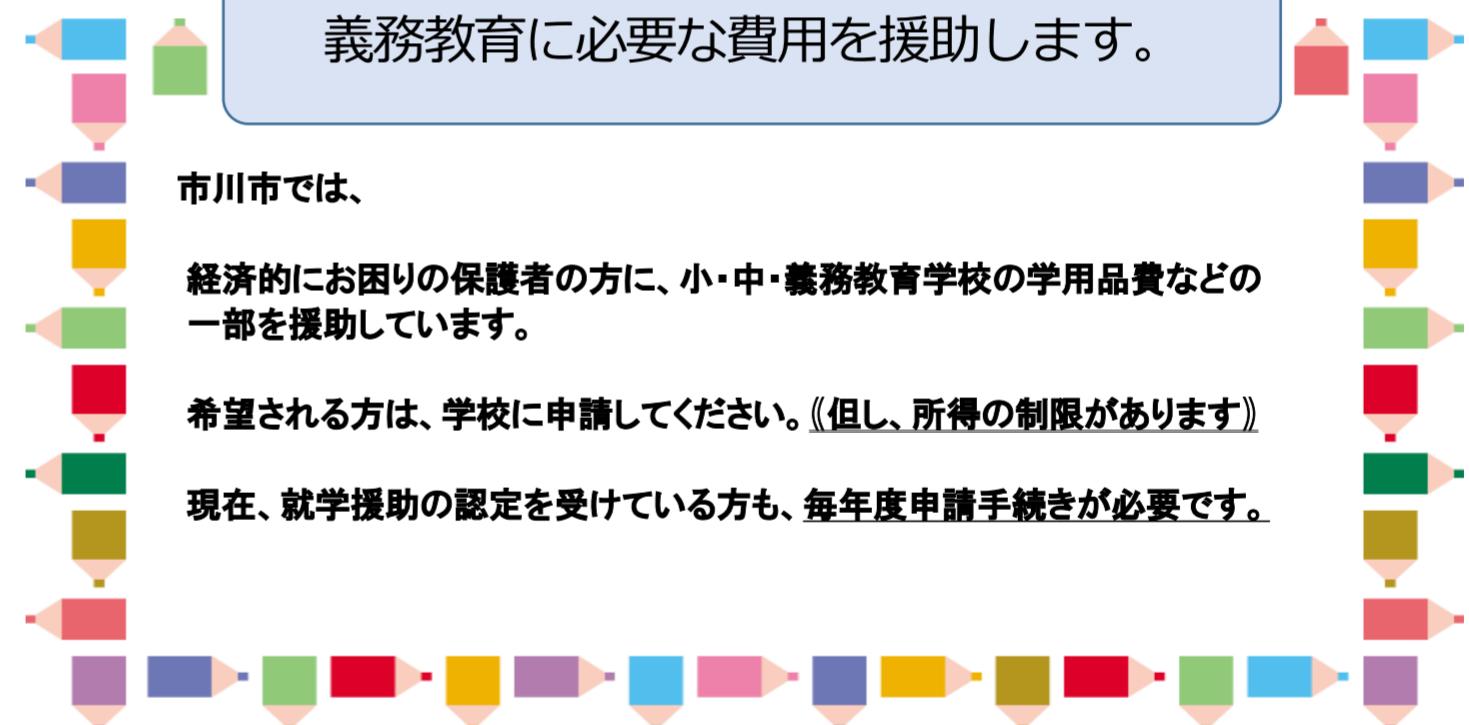
義務教育に必要な費用を援助します。

市川市では、

経済的にお困りの保護者の方に、小・中・義務教育学校の学用品費などの一部を援助しています。

希望される方は、学校に申請してください。〔但し、所得の制限があります〕

現在、就学援助の認定を受けている方も、毎年度申請手続きが必要です。



市川市教育委員会 学校教育部 就学支援課

☎ 047(704)0256【直通】

## 1 対象となる方（市川市に居住し、下記(1)または(2)に該当される方）

- (1) 生活保護を受けている方
- (2) 生活保護は受けていないが経済的にお困りの方  
例として、市民税が非課税である、児童扶養手当を受給している、所得が少ないなど

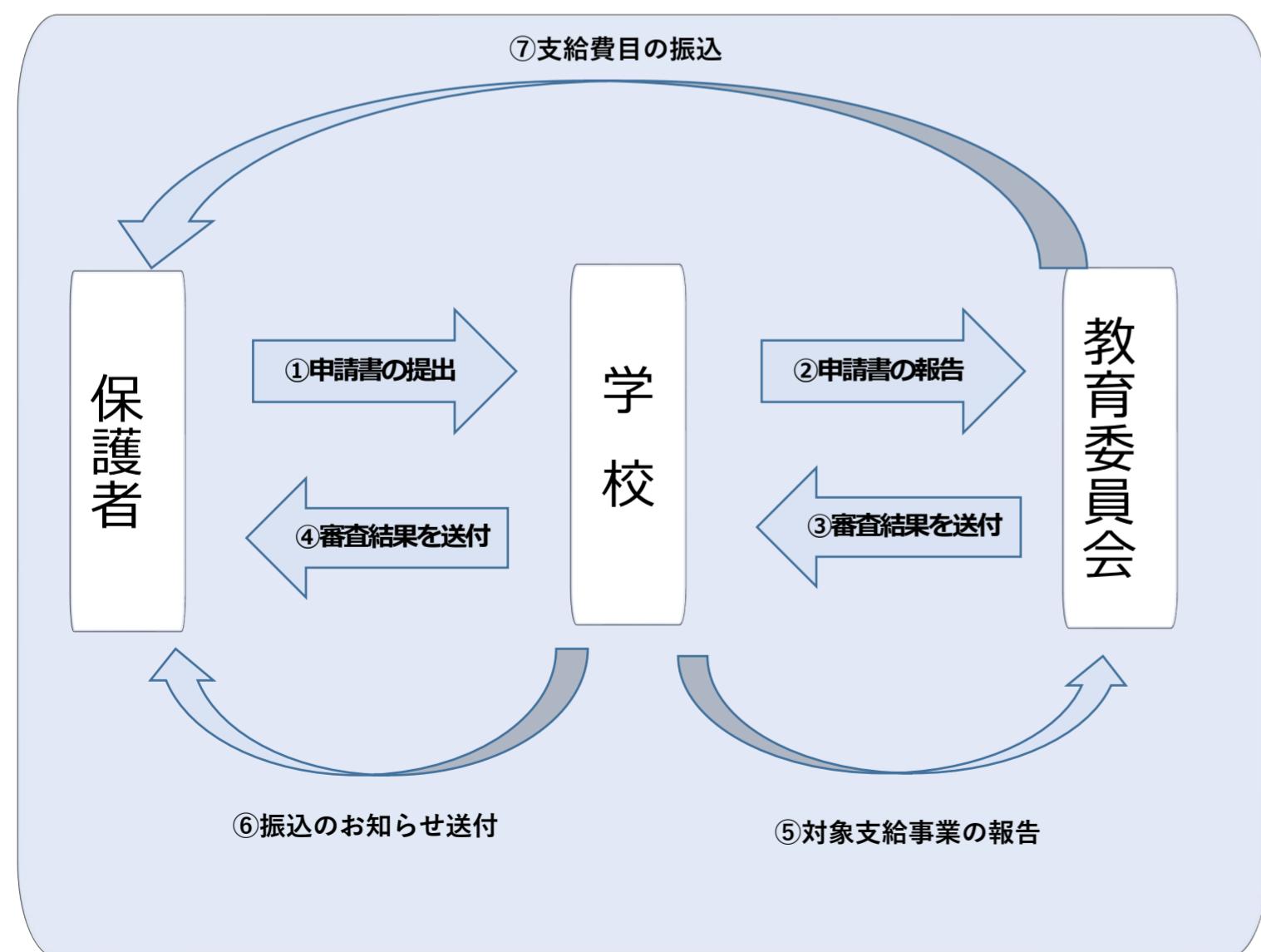
◆所得が少なく、右記 主な申請事由が10番の対象となる世帯の所得限度額の目安◆ ※( )内は給与収入の場合			
世帯構成		持家の場合	借家の場合
例 1	母・子 (32歳) (小1)	約181.5万円 <b>(約271.1万円)</b>	約260.3万円 <b>(約380.7万円)</b>
例 2	父・母・子・子 (35歳) (32歳) (小1) (4歳)	約269.2万円 <b>(約391.9万円)</b>	約348.0万円 <b>(約490.3万円)</b>
例 3	父・母・子・子 (45歳) (42歳) (中1) (小4)	約301.2万円 <b>(約431.0万円)</b>	約380.3万円 <b>(約530.7万円)</b>
例 4	父・母・子・子・子 (45歳) (42歳) (中2) (小3) (5歳)	約323.6万円 <b>(約459.9万円)</b>	約402.7万円 <b>(約558.7万円)</b>

※ 上表の所得限度額はあくまでも目安です。世帯構成によって所得限度額は変わります。

※ 所得（収入 - 必要経費）は、給与所得者の場合、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」にあたり、事業所得者の場合、所得税の確定申告書の「所得金額」の「合計」にあたります。

※ 所得限度額は世帯全員の所得を合算した額となります。住民票が別であっても、同居している方は世帯人数に含めて審査します。

## ◇◆◇◆◆◇◆◇ 申請・認定・支給のながれ ◇◆◇◆◆◇◆◇



## 2 申請の方法 ※児童・生徒1人につき1枚の申請書が必要です。

### (1) 申請書の記入

申請書は各学校の事務室で配付しています。また、市公式webサイトから様式をダウンロードすることも可能です。記入例を参考に必要事項を記入し、下記の表を参考に申請理由に応じた必要書類添付してください。

主な申請事由		添付書類	
1	生活保護を受けている方	必要ありません	
3	市民税非課税の決定を受けた方 ※世帯全員が非課税の場合です。一人でも違う場合は、10番の申請となります。	市県民税非課税証明書（世帯全員の分） ※住民票が別であっても、同居している方は世帯人数に含まれます。 ◎市川市では、就学援助申請のための市県民税非課税証明書の交付手数料は「全額免除」となります。	
6	国民年金保険料が全額免除された方 ※世帯全員が全額免除の場合です。一人でも違う場合は、10番の申請となります。	国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書の写し (世帯全員の分) ※住民票が別であっても、同居している方は世帯人数に含まれます。	
7	児童扶養手当の支給を受けている方	児童扶養手当証書の写し	
8	生活福祉資金の貸し付けを受けた方	生活福祉資金貸付決定通知書の写し (貸付決定日が令和6年1月以降のもの)	
10	上記1～8に該当しないが 経済的にお困りの方 ※ 令和7年1月1日時点で市川市に お住いの方は収入を証明する書類は不 要です。 ただし、市県民税課税台帳で確認出来 ない場合には、他の書類のご提出を依 頼させていただく場合があります。	お住まいが 借家の方 令和7年1 月1日時点 で市川市 「以外」に お住いの方 のみ	保護者が借受名義の住宅賃貸借契約書の写し (添付がない場合は持家として審査します。) ◎前年の収入状況を証明する書類（世帯全員の分） ※住民票が別であっても、同居している方は世帯人数に 含まれます。 ①令和6年分給与所得の源泉徴収票の写し ②令和6年分公的年金等の源泉徴収票の写し ③令和6年分所得税の確定申告書の写し（一・二表） ④令和7年度課税証明書（令和7年6月以降に発行） 等のいずれか

## 3 提出方法

◇ 通学する学校の事務室へ提出してください。

## 4 提出期限

◇ 令和7年4月30日（水）まで

（この期日までに提出された方は4月1日付認定となります）

※ 提出期限を経過しても、申請は随時受付けています。

各月の15日までに申請した場合は申請月の1日から、16日以降に申請した場合には申請月の翌1日から援助を受けることが出来ます。遅っての申請は出来ません。

## 5 審査の結果のお知らせ（申請された方全員にお知らせします）

審査結果は学校を通じてお知らせします。令和7年4月30日（水）までに提出された方へのお知らせは7月上旬頃となります。期限以降に提出された方へのお知らせは、申請を受けてから約1～2ヶ月後になります。